事例No.	1
公表年度	H28
団体の属性	都道府県
団体名	鹿児島県

事例区分	行政改革

タグ	・（行政改革）業務の効率化 ・新たな政策手法の確立・活用 ・組織改革

事例種類	民間委託

事例内容・タイトル

総務事務センター業務についての派遣試行（民間活用・委託）

出典

地方公共団体における行政改革の取組（平成２９年３月３０日公表）

★適正な民間委託の推進①（導入前：検討・試行段階）

○　民間委託の推進に向けては、「偽装請負」の指摘を受ける恐れがあるとの懸念が多数。
⇒　派遣方式により、民間委託のメリットのほか、民間事業者を活用する適正な業務内容・フローの精査・確認を行った上で、請負方式へ移行することが考えられないか。

〈鹿児島県の取組事例：総務事務センター業務についての派遣試行〉

【取組】
平成23年度に人事・服務、給与、旅費、福利厚生業務を対象とした「総務事務センター」を設置、稼働（システムにより発生源入力したものを所属長が承認し、総務事務センターが処理）。

①派遣方式
- 導入当初、給与・手当認定、旅費に係る一次審査業務（形式審査）を派遣職員で対応。
- 派遣契約期間は平成23年３月から平成25年７月まで（２年５ヶ月）とし、同期間内にセンターの業務内容を精査した上で、委託等への変更など業務内容に合わせた外部人材の活用形態等について検討を実施。

②派遣契約の終了に伴う代替方策の検討
請負と直営（非常勤）との比較

要　　件	請　負	非常勤
① 民間活力の活用，民間委託の推進（行財政運営戦略）	○	×
② 業務の繁閑に応じた雇用調整の可能性 （通常期：30人程度 繁忙期(年調10～11月)：40人程度、閑散期(7月)：20人程度）	○	×
③ 事務処理の正確性の確保	○	○
④ 経費の削減の期待	○	△

民間活力の活用につながり，
業務の繁閑に応じた雇用調整等
に優れている請負方式を採用

（参考）派遣と請負の違い

	契約期間	雇　用	業務指示	勤怠管理	事故の責任
派　遣	最長3年 (原則1年)	派遣業者	派遣先 (県)	派遣先 (県)	派遣業者、 派遣先(県)
請　負	制限なし	請負業者	請負業者 業務責任者 の配置必須	請負業者	請負業者

注）労働者派遣法の一部改正（H27.9施行）により、現在は、3年毎の延長が可能

③請負方式
- 平成25年８月　長期継続契約（３年間）
一次審査「形式審査」業務に、二次審査「内容審査」や、判断が容易な案件に係る三次審査「最終審査」業務を追加